

東かがわ市告示第 33 号

東かがわ市わくわくおでかけタクシーチケット事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 21 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市わくわくおでかけタクシーチケット事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東かがわ市わくわくおでかけタクシーチケット事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協定事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条の規定により一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者で、市内に営業所を有し、本事業の実施について、市と契約したものをいう。
- (2) タクシー 協定事業者の所有する道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業用の自動車をいう。
- (3) 初乗運賃額 協定事業者が普通車のタクシーの初乗運賃又はそれに準ずる運賃として、四国運輸局より認可を受けた運賃をいう。

(対象者)

第 3 条 本事業の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住所を東かがわ市に有し、当該年度の 4 月 1 日現在において、満 75 歳以上であること。
- (2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 3 項に規定する小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許又は牽引免許を除く第 1 種運転免許を保有しないこと。

(交付の申請)

第 4 条 東かがわ市わくわくおでかけタクシーチケット（以下「チケット」という。）の交付を受けようとする対象者は、東かがわ市わくわくおでかけタクシーチケット交付申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(交付)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったとき、その内容を審査し対象者としての資格を有する者と認めるときは、チケットを交付する。

(助成内容)

第 6 条 本事業の助成内容は、チケット 1 枚につき協定事業者の初乗運賃額を助成することとし、対象者 1 人につきチケット最大 24 枚を予算の範囲内で交付する。

(チケットの有効期間)

第7条 チケットの有効期限は、交付した日の属する年度の末日までとする。

(使用方法)

第8条 チケットの交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、タクシーを利用し、その料金を支払う際に、1人につき1枚のチケットを使用することができる。この場合において、チケットを使用して不足する料金は、利用者の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、チケットを使用することができない。

(1) 利用者が、タクシーの利用時に第3条第1項に規定する要件を満たさない場合

(2) タクシーの利用が、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護に該当する場合。

3 利用者は、チケットを使用するときは、タクシーの乗務員の求めに応じて、対象者本人であることを確認できるものを提示しなければならない。

4 チケットは、換金することはできない。

5 利用者は、チケットを他人に譲渡し、又は他人に使用させてはならない。

6 チケットは、再交付を行わない。ただし、利用者がチケットを汚損した場合は、東かがわ市わくわくおでかけタクシーチケット再交付申請書（様式第2号）及び汚損した未使用のチケットを提出することにより、未使用枚数のチケットの再交付を受けることができる。

(チケット等の返還)

第9条 市長は、利用者が第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったときは、未使用のチケットの返還を求めることができる。

2 市長は、利用者が偽りその他不正の手段によりチケットの交付を受けたことが確認されたときは、チケットの交付を取り消すとともに、その返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年度については、本要綱第6条の規定中「最大24枚」とあるのは、「最大20枚」とする。

東かがわ市長 殿

対象者 住 所

氏 名

電話番号

東かがわ市わくわくおでかけタクシーチケット交付申請書

東かがわ市わくわくおでかけタクシーチケット事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。また、申請にあたり、市が住民基本台帳、その他必要事項について、調査、照会、閲覧することを承諾します。

記

該当項目にチェック印を入れてください。

要件事項	<input type="checkbox"/> 当該年度の4月1日現在において、満75歳以上で、かつ、市内に住所を有する
	自動車運転免許証を保有していない <input type="checkbox"/> →運転経歴証明書、取消通知等の写しを添付するか、下記の誓約欄にご署名ください
承認事項	<input type="checkbox"/> 同要綱9条の規定により、チケットの返還を求められた場合は、速やか返還する

誓 約 欄

上記の申請内容に相違ないことを誓約します。

署名 _____

※上記申請者が自署の場合、省略することができます。

様式第2号（第8条関係）

令和 年 月 日

東かがわ市長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

東かがわ市わくわくおでかけタクシーチケット再交付申請書

東かがわ市わくわくおでかけタクシーチケット事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

再交付の理由	
再交付申請枚数	枚